

第6章 資料編

(註) 同対審答申など基本資料は、現行手引書「同和教育を進めるために」(H.5.3) 卷末参照のこと

1. 人権教育のための国連10年 長野県行動計画 概要一同和教育だより第57号 (H.11.5.30) より

あらゆる差別を撤廃し、明るい長野県を実現するため、本県では、この三月に「人権教育のための国連10年 長野県行動計画」を策定しました。

昭和二十三年の第三回国連総会において「世界人権宣言」が採択されて以来、国連では、人種差別撤廃条約や女

子差別撤廃条約などを採抲するとともに、「国際人権年」や「国際児童年」などを定め

地で地域紛争やこれにともなう人権侵害、難民の発生などというう運が、一層高まって

加盟各国に対して人権尊重の共同行動を提倡してきました。このようななかで、五年「世界人権会議」が開催され、翌六年の第四十九回国連総会において、平成七年（一九九五年）から平成十六年（二〇〇四年）までの十年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。

この行動計画は、平成十六年にして、「いつでも、だれでも、どこでも」を合い言葉に、その基本目標である「人権を

差別のない明るい長野県の実現に向けて —「人権教育のための国連10年 長野県行動計画」策定—

**人権教育のための国連10年
長野県行動計画**

基本目標

県民一人ひとりが人権教育を通じて、人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権尊重の意識や態度を身につけ、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動していくことにより、「人権を尊重し差別のない明るい長野県づくり」を進めます。

人権教育による社会づくり

人権を尊重し差別のない長野県づくり

重要課題

- 1 同和問題**
同和問題を正しく理解し、差別をなくすために行動しよう。
*結婚差別やインターネットを利用した差別事象などが発生しています。
- 2 女性に関する問題**
自らのものでいる能力を発揮できる社会を実現しよう。
*男は仕事、女は家庭といった意識が根強く残っており、また、セクハラ等も発生しています。
- 3 子どもに関する問題**
子どもの人格を認め、健やかに育つための環境をつくろう。
*子どもへの虐待やいじめ、不登校などの問題が発生しています。
- 4 高齢者に関する問題**
高齢者に対する理解を深め、安心して暮らせる社会を実現しよう。
- 5 障害者に関する問題**
障害者への理解を深め、一人ひとりが輝く社会を実現しよう。
*障害者が好奇の目で見られたり、不適切な用語が使用されています。
- 6 外国人に関する問題**
お互いの文化や価値観を尊重する心を育てよう。
- 7 HIV感染者等に関する問題**
感染者等に対する理解を深め、偏見や差別を解消しよう。
- 8 刑を終えて出した人に関する問題**
- 9 アイヌの人々に関する問題**
- 10 さまざまな人権問題**

行動計画の推進

この行動計画は、県の推進本部において全局的に取り組んでいます。

国や市町村及び関係団体等と連携し、ネットワークを図りながら、県民と一緒に取り組んでいます。

「いつでも、誰でも、どこでも」人権を尊重し、みんなで「偏見・差別」をなくしましょう！



両小野中学校 小野 茜 (平成9年度 入選ポスター)



尊
い明るい長野県
づくり」をめざ
すものです。
そのなかで、
特に重要な課題
として取組むべ
き人権問題とし
て、上の表のよ
うに、「一、同
和問題」から
九、アイヌの
人々に関する問
題まで掲げ
ます。
「十、さまざま
な人権に関する
問題では、「ブ
ライバー」をめ
ぐる問題」など身近で今日的
な課題にまで言及しました。
各学校や地域等では、これ
らの課題解決のため、冊子
版もあります)等を積極的に
ご活用いただき、あらゆる場
と機会を捉えて、人権教育の
普及を図っていただけよう、
お願いします。